

平成二十五年内閣府令第六十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十七条第三項(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十七条第三項(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

別記様式第一

別記様式第一

取調票 号

公用令書

氏名
住所

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第183条において準用する第183条に211°で準用する第183条に211°で準用する第

氏名
住所

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第183条において準用する第183条に211°で準用する第183条に211°で準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

収用すべき物 資の種類	数量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A 4とする。

別記様式第二

別記様式第二

取調票 号

公用令書

氏名
住所

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第183条において準用する第183条に211°で準用する第183条に211°で準用する第

の規定に基づき、次のとおり物資の収用を命ずる。

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

収用すべき物資の種類	数量	収用すべき場所	収用すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A 4とする。

別記様式第三



別記様式第四

別記様式第四

取調票 号

公用令書

氏名
住所

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
第183条において準用する第183条に211°で準用する第183条に211°で準用する第183条に211°で準用する第

の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を取り消す

第14条第2項
第14条第3項
第14条第4項

は、

第183条
第183条に211°

したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
第183条
第183条に211°

の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名

備考 用紙は、日本工業規格A 4とする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。